

令和2年5月

# 定例総会議事録

松本市農業委員会

1 日 時 令和2年5月29日（金）午後1時30分から午後3時09分

2 場 所 松南地区公民館大会議室

3 出席農業委員 22人

1番	青木 秀夫	2番	中條 幸雄
3番	竹島 敏博	4番	百瀬 道雄
5番	中川 敦	6番	金子 文彦
7番	小林 弘也	8番	河西 穂高
9番	丸山 茂実	11番	窪田 英明
12番	塩原 忠	13番	田中 悦郎
14番	柳澤 元吉	15番	長谷川直史
16番	河野 徹	17番	濱 博
18番	前田 隆之	21番	波多腰哲郎
23番	塩野崎道子	24番	二村 喜子
25番	上條信太郎	26番	堀口 崇

4 欠席農業委員 3人

10番	岩垂 治	19番	橋本 実嗣
22番	三村 晴夫		

5 出席推進委員 2人 推7番 村沢 由夫 推15番 波田野裕男

## 6 議 事（農地に関する事項）

### (1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第24号～第28号）
- イ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……………（議案第29号～第33号）
- ウ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……………（議案第34号）
- エ 相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件……………（議案第35号）
- オ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件…（議案第36号、第37号）

### (2) 報告事項

- ア 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- イ 電気事業者による送電用電気工作物等に係る届出の件
- ウ 認定電気事業者の行う中継施設等の設置に伴う届出の件
- エ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- オ 農地法第4条の規定による届出の件
- カ 農地法第5条の規定による届出の件
- キ 農地法第4条の規定による農業用施設届出の件

## 7 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

### (1) 協議事項

ブロック別研修会・懇談会の開催について

(2) 報告事項

- ア 令和2年度農作業標準労賃・機械作業標準料金について
- イ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う農業者向け支援策について
- ウ 主要会務報告並びに当面の予定について

8 その他

9	出席職員	農業委員会事務局	局長	山田 賢司
		〃	局長補佐	板花 賢治
		〃	局長補佐	川村 昌寛
		〃	主 事	藤井 勇太
		〃	主 事	保科 黄
		〃	事務員	増澤 千尋
		農政課	主任	羽入田未咲
		〃	主 事	宇治 樹
		西部農林課	主 査	赤羽 誠

10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

11 会長あいさつ 小林会長

12 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により小林会長が議長に就任

13 議事録署名委員の指名及び書記の任命

- 〔議事録署名委員〕 23番 塩野崎道子 委員
- 25番 上條信太郎 委員
- 〔書記〕 板花局長補佐、川村局長補佐

14 会議の概要

議長 それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、議案第24号 農用地利用集積計画の決定の件についてを上程をいたします。

今月は資料の枚数が多いために、別冊になっておりますが、お手元にご準備をいただきたいと思います。

それでは、議案から掲載されている新規就農者について、まず事務局からの説明をお願いします。

増澤事務員、お願いします。

増澤事務員

農業委員会事務局、増澤よりご説明をさせていただきます。

議案の36ページをご覧ください。

まず、1番の〇〇〇さんですけれども、住所地、農地所在地ともに中山で



○に協力してくれないかというようなことでありまして、1万円ではありますが、出資をしてもらって、こここのところ幾日か草刈りをやっておる。毎日、○○○の草刈りを手伝ってもらっております。非常に期待しているわけでありまして。

次に、波田でありますので、波多腰委員さん、補足がありましたらお願いします。

**波多腰農業委員** ○○さんですが、もう既にスイカを作っております、1人でやっております、まだ本当はもう少し戦略が欲しいと喋って話をしております、十分頑張っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、○○さんですが、○○さんもこれも1人で農業をやっております、やっぱり1人だもんで、お手伝いなんかも欲しくて、それで2人も規模拡大を希望して、畑を探しているんですが、なかなか思ふような畑が紹介できなくて、ちょっと私も悩んでおります。

それと、すみません、続いて○○さんですが、住所は波田ですけれども、土地は梓川のほうに求めてありまして、現地を見に行つて、話もしてきましたけれども、新しくうちを買つて、その裏のほうに土地があるということで、そこで農業をしたいということで話をしてきましたので、どうぞ皆さん、よろしくお願ひします。

**議 長** 4番、○○さんであります、青木委員さん、お願ひします。

**青木農業委員** ○○さんですが、年齢的に80歳ということでございますが、先ほどちょっとご説明があつたように、遺言でこの土地をやることになりまして、野菜関係を自家消費中心でやるということと、それから私も考えてみたら同じような年代ですが、体が元気であるようでありますので、特に問題ないと思われまふので、よろしくお願ひいたします。

**議 長** ありがとうございます。  
続きまして、農政課から議案の説明をお願ひをいたします。  
宇治主事。

**宇治（農政課）** お世話になっております。農政課の宇治です。  
着座にてご説明させていただきます。  
今回特記事項はございませんので、議案の説明に入ります。  
別冊資料の1ページをご覧ください。  
5-（1）-ア、農用地利用集積計画の決定の件、議案第24号です。  
合計欄のみ読み上げますので、32ページをご覧ください。  
合計、一般、筆数138筆、貸付け76人、借入れ59人、面積17万9,046平米。  
所有権の移転、筆数32筆、貸付け6人、借入れ6人、面積4万2,320平米。

第18条2項6号関係、筆数8筆、貸付け3人、借入れ1人、面積7,371平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）、筆数393筆、貸付け214人、借入れ1人、面積68万5,697平米。

（一括方式機構配分関係）、筆数363筆、貸付け1人、借入れ102人、面積63万4,395平米。

合計、筆数934筆、貸付け300人、借入れ169人、面積154万8,829平米。

当月の利用権設定のうち認定農業者への集積は、筆数392筆、面積66万9,708平米、集積率は81.59%になります。

議案第24号は以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして農業委員、推進委員の皆様、質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。  
以降、議案の採決におきましては、農業委員を対象に伺います。  
議案第24号について、原案のとおり決定することに賛成の皆様の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということですので、本件は原案のとおり決定することといたします。

続きまして、議案第25号 農用地利用集積計画の決定の件についてを上程をいたしますが、本件は委員に関係する案件になりますので、農業委員会法第31条の規定により、百瀬委員には退室をお願いをいたします。

(百瀬農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。  
宇治主事。

宇治（農政課） 続きまして、33ページをご覧ください。  
議案第25号になります。  
合計欄のみ読み上げます。  
筆数2筆、貸付け2人、借入れ1人、面積2,083平米。  
上記利用権設定のうち認定農業者への集積はございません。  
議案第25号は以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案第25号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。  
それでは、退室をしております百瀬委員の入室を許可をいたします。

(百瀬農業委員 入室)

議長 続きます、議案第26号 農用地利用集積計画の決定の件についてを上程いたしますが、本件は私に関する案件になります。農業委員会法第31条の規定により、私は議事に参与できませんので、退室をさせていただき、議事の進行を会長代理にお願いをいたします。

(小林農業委員 退席)

田中会長代理 それでは、本件につきまして、会長に代わりまして私が議事進行を務めてまいります。  
議案について、農政課から説明をお願いいたします。  
宇治主事。

宇治（農政課） 続きます、34ページをご覧ください。  
議案第26号になります。  
合計欄のみ読み上げます。  
合計、筆数23筆、貸付け1人、借入れ2人、面積3万3,267平米。  
上記利用権設定のうち認定農業者への集積は、筆数23筆、面積3万3,267平米、集積率は100%になります。  
議案第26号は以上となります。

田中会長代理 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

田中会長代理 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

議案第26号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

田中会長代理      ありがとうございました。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。  
それでは、退室している小林委員の入室を許可いたします。

(小林農業委員 入室)

田中会長代理      議事参与の制限に関わる議題が終了いたしましたので、議長を小林会長に交代いたしまして、議事の進行を引き続きお願いいたします。

議 長              続きまして、議案第27号 農用地利用集積計画の決定の件についてを上程をいたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、農業委員会法第31条の規定により、濱委員には退室をお願いいたします。

(濱農業委員 退席)

議 長              それでは、農政課から説明をお願いをいたします。  
宇治主事。

宇治（農政課）    続きまして、議案35ページをご覧ください。  
議案第27号になります。  
合計欄のみ読み上げます。  
筆数6筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1万6,878平米。  
上記利用権設定のうち認定農業者への集積は、筆数6筆、面積1万6,878平米、集積率は100%となります。  
議案第27号は以上となります。

議 長              ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議 長              意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。  
議案第27号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の皆様  
の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]



議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。  
それでは、退室をしております濱委員さんの入室を許可をいたします。

(濱農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第28号 農用地利用集積計画の決定の件についてを上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、農業委員会法第31条の規定によりまして、中川委員には退室をお願いをいたします。

(中川農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。  
宇治主事。

宇治(農政課) 引き続き35ページをご覧ください。  
議案第28号になります。  
合計欄のみ読み上げます。  
合計、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,157平米。  
上記利用権設定のうち認定農業者への集積は、筆数1筆、面積1,157平米、集積率は100%となります。  
議案第28号は以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。  
議案第28号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いをいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。  
それでは、退室をしております中川委員の入室を許可をいたします。

(中川農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第29号から33号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件、5件についてを上程をいたします。  
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。  
保科主事。

保科主事

それでは、総会資料1ページをご覧ください。

農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

議案第29号、島内〇〇〇〇ー〇、現況、畑、地目、田、175平米外1筆、合計548平米を公正証書遺言により遺言執行者が指定されているため、特定遺贈により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。

議案第30号、新村〇〇〇〇、現況地目、田、523平米を農地保全のため、売買により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。

議案第31号、和田〇〇〇、現況地目、畑、601平米を農地保全のため、売買により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。

議案第32号、中山〇〇〇〇ー〇、現況、田、地目、田外1筆、合計1619平米を農地の一体利用のため、売買により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。

議案第33号、梓川梓〇〇〇〇、現況地目、畑、258平米を購入する宅地と一体利用するため、売買により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。なお、本申請は農地法施行規則第17条第2項の規定により、別段農用地を設定した農地になります。

以上5件につきましては、先ほど説明いたしました別段農用地を設定した議案第33号を除き、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

よろしく申し上げます。

議長

それでは、地元委員の意見を第29号から順にお願いをいたします。

まず、29号であります、島内にありますので、河野委員にお願いをいたします。

河野農業委員

議案第29号、島内の農地の特定遺贈というちょっと珍しい形の3条での所有権移転であります。この譲渡人のところには名前がないわけですが、所有者本人がお亡くなりになったということで、亡くなる前に公正証書で遺贈を明確にしてあったということで、場所は高松という地区で、〇〇〇〇よりも300メートルくらい南側の集落の端のところ。これ、譲渡人が佐賀県になっていまして、土地の名義は〇〇〇〇〇という名前なんです。お亡くなりになっておられますので、名前が書いてないと思いますが、もともと〇〇という姓で、その農地のすぐ隣のところに住んでおられたということで、たまたまその〇〇家の相続をする方がみんななくて、〇〇さんのほうも佐賀県ですので、だんなさんがいらっしゃいますが、当然もうそんな佐賀から松本の僅かな農地を管理、利用するということは考えられないということで、公正証書で、親戚先になると言いますが、渚のこれ、〇〇〇の社長さんでいらっしゃいますので、経営面積が4反8畝あるわけですが、これ、全て塩尻市のほうでお借りをして農業をやっているというのですが、今回上程された548平米についても、非常にきれいに、〇〇〇さんが耕作をしてきれいにしていると。機械やなんかも全部置いてあつ

て、全てできるようにしてありました。

ご本人さんにも今後の意向を聞いたんですが、特にこれで収益を上げるといつもりはないと。人にあげたり、そのようなことで消費すると、そういうようなことでございました。

特に問題になる点はありませんので、よろしいかと思えます。よろしくお願ひします。

議 長 続きまして、30番、新村であります、柳澤委員さん、お願ひします。

柳澤農業委員 それでは、30番の件ですが、水田です。場所は新村の下新という地区ですが、北側はもう〇〇の〇〇というところで、〇の地区です。それで、面積が523平米となっており、非常に狭いと言いますか、細長い形の水田でして、地主、〇〇さんのお宅ですが、相続の取得になりますが、農作業が小さい田んぼということでやる意思がなくて、〇〇さんがすぐ隣の田んぼを耕作しておりまして、買ってくれないかというような内容での取得になります。

〇〇さんにつきましては、農業、ほぼ専業みたいな形でやっておられますし、場所も自宅のすぐ裏というふうなところの水田になります。そういうことで、問題ないと見てまいりました。お願ひいたします。

議 長 続いて、和田であります。長谷川委員さん、お願ひします。

長谷川農業委員 1週間ほど前に通知が来まして、現地確認に行つてまいりました。集落の本当の中の畑でした。畑というか。それで、〇〇さんはこれ、相続で取得した土地で、601平米のほかに宅地が同じくらいの面積ありまして、そこ、荒地のような状態になっていました。私が見たところ、何か農業をやるような雰囲気なかつたもんですから、役所に連絡したところ、問い合わせていただきまして、〇〇さんが、100メートルくらいですかね、〇〇さんの自宅から。農業をやるという確約をいただきましたので、適当ではないかと思ひます。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

32番であります、中山です。

この案件につきましては、〇〇〇〇の東に〇〇〇という〇がありますが、その下の集落でありまして、この〇〇〇〇さんが何年か前に亡くなりまして、この土地を管財人が引き受けておりまして、この管財人によってこの〇〇〇〇さんの農地を取得すると、こういうことであります、もう何年か前からこの農地は〇〇さんで作つておりまして、優先的にこちらに渡すと、こんなような形でありました。きれいに耕作しておりまして、問題ないというふうに思ひました。

続いて、33番、梓川であります。波田野さん、お願ひします。

**波田野推進委員** 先ほど新規就農者の関係で波多腰さんのほうから説明ありました方ですけれども、住宅地の中の今、空き家になっていまして、初め見たときに、うちがないようだったが、宅地一体、宅地と購入して利用するというので、その宅地から入るんじゃないと畑が利用できないので、一体利用ということで問題ないと思います。

ただ、草が出ないように敷地に全部シート類で覆ってあって、草は一本も出てないので、剥げば、あと大丈夫だと思います。

**議長** ありがとうございます。  
ただいま5件について、それぞれの委員さんから説明があったわけですが、全体を通して質問、意見ありましたら、推進委員の皆様を含めまして発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

**議長** 意見がないようですので、農地法第3条の規定による案件、5件について、一括して集約をいたします。

農業委員の皆様には伺いますが、議案29号から33号について、原案のとおり許可することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

**議長** ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案のとおり許可することと決定をいたします。  
続きまして、議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、1件についてを上程いたします。  
事務局から一括説明をお願いいたします。  
藤井主事。

**藤井主事** よろしくお願ひいたします。  
議案書2ページをご覧ください。  
議案第34号、島立、現況地目、田、401平米に島立にお住まいの○○○○さんが分家住宅を建設する計画です。農地区分は第3種農地であり、原則許可ですので、許可相当と判断いたしました。  
なお、この案件については、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。  
以上、1件、1筆、401平米です。よろしくお願ひいたします。

**議長** 初めに、地元委員の意見をお願いいたします。  
濱委員さん、お願ひします。

濱農業委員 場所ですが、〇〇〇〇〇〇の入り口から西へ〇〇を400メートルほど行ったところの〇〇〇〇〇、これの東北方向の〇〇から1本北側の道沿いにあります。現状は畑、自家用野菜をやっていたようですが、今は転用するというので、何も作付はありません。東側が一般の住宅で、写真見ていただきますと、奥側が北側になります。写真を撮った方角が親のうちの南側で、左側が西側になりまして、水路を挟んで水田です。奥のほうに道路があって〇〇〇というところをごさいます、周りの状況から見て、特に別段問題はないと思います。

以上です。

議長 現地調査をいただきました前田委員さん、お願いをいたします。

前田農業委員 やむを得ないと思います。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。  
議案第34号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。  
続きまして、議案番号35号 相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件、1件についてを上程をいたします。  
それでは、事務局からお願いいたします。  
保科主事。

保科主事 それでは、総会資料3ページをご覧ください。  
相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件について説明いたします。  
議案第35号、梓川倭にお住まいの〇〇〇〇さんが〇〇〇〇外合計1万5,161平米について、相続税納税猶予の適格者の承認を受けるものです。  
以上になります。よろしく申し上げます。

議長 それでは、地元委員の意見を求めます。  
波田野委員、お願いします。

波田野推進委員 場所は、〇〇〇〇の東側の一帯になります。〇〇〇〇さんが亡くなられるまでは一緒に農業をしていましたけれども、特別特例のあれで、地域の

営農組合のほうに貸すということの特例条件で相続猶予ということですが、娘さんもかなり具合が悪い方が1人おられまして、多分手がかかるせいじゃないかと思えますけれども、そういうことで、現在はちゃんと水稲が作付されておりますので、問題なく作付されています。

以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案第35号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。  
続きまして、議案第36号及び37号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、2件についてを上程をいたします。  
それでは、事務局から一括説明をお願いします。  
保科主事。

保科主事 それでは、総会資料4ページをご覧ください。  
引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認について説明いたします。  
議案第36号、沢村にお住まいの〇〇〇〇さんが蟻ヶ崎5丁目〇〇〇〇ー〇外15筆、合計6,506平米について承認を受けるものです。  
続きまして、5ページをご覧ください。  
議案第37号ですが、申し訳ありません。資料のほうに訂正があります。  
特定貸付けを行っている旨の証明願の段ですが、地目の登記と現況が全て「畑」となっておりますが、全て「田」の間違えです。申し訳ありません。訂正をお願いします。  
議案第37号、大村にお住まいの〇〇〇〇さんが大村〇〇〇、3,946平米外3筆、合計6,896.16平米について承認を受けるものです。  
また、大村〇〇〇、3,946平米外2筆、合計6,176平米については、特定貸付けを行っています。  
以上になります。よろしく申し上げます。

議長 初めに、議案第36号について、地元委員の意見を求めます。  
青木委員さん、お願いします。

青木農業委員 場所的には、〇〇の〇〇〇〇〇を北側に上って行きますと、〇〇〇〇〇〇

〇〇〇というところがあるんですが、それを左に入らずと入っていきますが、〇〇〇という施設があるんですが、その施設の北側一帯に果樹園、リンゴを作っておりまして、実は前回のときにも私も見てまいりましたんですけれども、そのときよりもかなり木が大きくなっておりまして。周りの住宅はそのまま変わっておりませんで、実は果樹でかなり消毒をする地域でございまして、ちょっと心配もしていたんですが、すぐ〇〇〇が上にあるんですが、段差がかなりありまして、リンゴ畑から見上げるようなくらいのところ、〇〇〇のほうも問題ないし、1軒だけ、一番下に畑、右側のところから、狭いところなんです、ここだけ民家の隣のところで、〇〇さんのほうでも心配して、ここは消毒してはいけないということで、畑にして、松本一本ねぎなんかを作られておりまして、あと周りは特に問題はありませぬし、リンゴの木も大きくなってはいたんですが、きれいに除草もしたり、今、摘果作業を一生懸命やっております、きれいに作業をしておりましたので、問題ないと思います。

以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。  
議案第36号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。  
続いて、37号であります、大村であります。竹島委員さん、お願いいたします。

竹島農業委員

では、37号についてご説明させていただきます。

場所的には、〇〇〇〇〇〇がございまして、その西側に圃場整備された場所に大村の〇〇〇、それから〇〇〇-〇と〇〇〇-〇の田んぼがございまして。この田んぼにつきましては、5月25日に大月推進委員さんと一緒に現地確認しまして、稲作、あるいは〇〇〇につきましては出荷用の野菜を栽培されていることを確認させていただきました。

それから、大村〇〇〇につきましては、〇〇〇〇さんの自宅の隣でございまして、自家用の野菜を作っております、ブドウも一部作って、これも自家用ということで確認させていただいております。

以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案第37号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。  
続きまして、農地に関わる事項の報告事項に入ります。  
事務局から報告事項アからキについて、一括説明をお願いいたします。  
保科主事。

保科主事 それでは、報告事項のアからキについて説明いたします。  
これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。

初めに、6ページ、7ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、12件、8ページ、電気事業者による送電用電気工作物に係る届出の件、1件、9ページ、認定電気事業者の行う中継施設等の設置に伴う届出の件、1件、10ページ、11ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、19件、12ページ、農地法第4条の規定による届出の件、4件、13ページから15ページ、農地法第5条の規定による届出の件、15件、16ページ、農地法第4条の規定による農業用施設届出の件、2件。

以上になります。よろしく申し上げます。

議長 ただいまの報告について委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、これら報告事項につきましては、事務局の説明のとおりご承知をいただきたいと思っております。

農地に関する事項の議事が終了いたしましたので、ここで暫時休憩といたします。

再開は2時30分ということでお願いをいたします。

(休憩)



議 長

すみません、2時半になりましたので、議事を再開をいたします。  
休憩前に続きまして、その他農業委員会業務に関する事項から進めてまいります。  
まず、協議事項から、ブロック別研修・懇談会の開催についてを議題といたします。  
事務局の説明をお願いいたします。  
板花補佐。

板花局長補佐

総会資料本冊の17ページからになります。  
ブロック別研修・懇談会の開催についてということでお願いします。  
まず、趣旨でございますが、本年度の業務計画に基づきまして、農地利用最適化の推進に向けた取組、その他委員活動、ブロックの取組を強化するため、ブロック別に研修・懇談会を開催することについて協議をするものでございます。  
昨年と同じようなイメージでございますけれども、また6月の下旬から7月の中旬にかけて、2時間程度お願いしたいということでございます。それぞれブロック内の地域づくりセンター等で、また懇談会お願いしたいと思います。  
4番目の予定内容ですが、これも昨年と同じなんです、特に今年の重点事項、重点テーマでございますが、農地利用最適化といいましても、特に平坦地に所在する比較的耕作条件の良好な遊休農地の利用増進、それから山つきのほうになります、B判定の農地で、まだ山林とか原野の区別、仕分けができてないものについて、引き続き利用状況調査等で推進していただければと思っております。  
利用状況調査に入る前に、再度内容を確認するという意味もございまして、お願いしたいと思います。  
5番目、会議設定等でございますが、ブロック長の皆さん、そこに書きまされた担当職員と連絡調整をしていただきまして、6月中旬までに日時と場所を決定していただきまして、お願いしたいと思います。  
事務局の役割としましては、会場予約、それから開催通知の発送、会議資料の調製でございます。  
以上でございますが、よろしくお願いしたいと思います。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。  
農業委員、推進委員の皆様からご意見を、質問がありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようですので、本件については、ご承知いただける委員の皆様は挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は了承されました。

説明にあったとおり、ブロック長の皆様には、お手数ですが、会議日程の調整をお願いいたします。

続きまして、報告事項に入ります。

最初に、報告事項ア、令和2年度農作業標準労賃、また機械作業標準料金についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

資料は18ページになります。

令和2年度のこれらの料金でございますけれども、それぞれJAから関係資料を取り寄せましたので、業務の参考として提供をさせていただきます。

ハイランド農協管内、松本市農協管内、あづみ農協管内、3種類、別冊資料ということで、ご覧いただければと思いますが、それぞれ標準料金を提示させていただきますので、こちら、農業者から問合せを受けた場合等、ご活用いただければということでございます。

もちろんこれは目安でございますので、実際には地域の実情や技術の優劣などをご考慮の上、当事者間でということになりますが、1つの目安としてご活用いただきたいと思います。

以上でございます。

議 長

事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。

発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

続きまして、報告事項に移ります。

最初に、報告事項イ、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う農業者向け支援策についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

資料19ページになりますが、新型コロナウイルス、こちらの影響拡大に伴いまして、農業者向けの支援というのはどんなものがあるのかということで、先月、役員のほうから、商工観光業者、こちらが被害の中心になろうかと思うんですが、そうはいつでも農業者の関係も、花の農家ですとか、

畜産・酪農関係、あるいは大口に観光業やホテルと直接契約しているような農家ですとか、契約栽培のものですとか、そういうところで、コロナウイルスの関係でかなりな影響を受けている農業者もおられるという中で、農業者向け支援策、どんなようなものが出されているのかというようなことを総会で報告したほうがいいじゃないかということでございましたので、このたび中身をちょっとまとめて、お示しさせていただくものになります。

一番大切なことは、現在困っている農家に必要な情報が届くことでありますし、この先、この影響がどれほど続くか分かりませんが、このような政府、あるいは自治体の支援策があるんだということを広く知っていただくことが重要なことかと考えております。

花とか畜産のみならず、今後も経済が回復しなければ、その他の農業品目への影響が拡大する可能性もありますので、ぜひ押さえていただければと思います。

別冊資料に飛びますけれども、資料は2つありまして、事務局で作成しましたA4横の3枚物の白黒の農業者向け支援策（主なもの）と書いたもの、それからカラー刷りの持続化給付金の関係2つになりますけれども、まず白黒のほうの資料をご説明させていただきます。

まず、代表的な政府の支援策としましては、持続化給付金がございます。中小法人や個人事業者と言われておりますけれども、農業法人や個人の農家ももちろん活用できる制度となっております。

要件としましては、コロナの影響によりまして前年同月比で事業収入が50%以上減少した月、こちら対象月と呼びますが、対象月があることでございます。

注1として、対象月は、2020年1月から12月、ですからこの1年の間で事業者が任意に選択できるんだということでございます。

注2、前年同月の事業収入は、青色申告の場合、決算書における月別売上金額及び仕入れ金額欄のところの売上金額の額になります。こちら、確認できない場合や白色申告の場合は、月別というものがそもそもないものですから、白色の場合は、2019年の月平均の事業収入と今年任意に選んだ対象月の月間事業収入を比較することになります。

支援の内容でございますが、給付額は前年の1年間の事業収入から任意に選んだ今年の対象月の事業収入掛ける12か月ということになります。ただし、限度額は法人が200万円、個人事業主は100万円ということでございます。

申請期限は来年の1月15日までであるということでございます。

こちら、持続化給付金、カラー刷りのほうに詳細版がございます。カラー刷りのほうは、農林水産省のホームページから印刷したものでございます。ですから、ホームページではいつでもこれは見ることができます。こちらに具体的な計算方法がありまして、今説明した計算が原則的な計算方法でございますが、例えば4ページのところになりますと、原則的な計算方法とは別に、条件を満たせば、そこに真ん中よりちょっと上に①とか②とかってというような条件があるんですが、こちらを両方満たす場合は、特例に

よる計算方法も選択できるとうたわれております。

こちらのガイドブックと申しますか、パンフレットを見ていただきまして、ご理解いただきたいと思っております。かなり具体的に書かれていますので、読み込んでいただければと思っております。

以上が農業者も対象になる可能性のある持続化給付金の説明でございます。

続きまして、また元に戻りまして、給付金の下に融資制度というのがあります。

融資制度は、別紙と書いてありますが、別紙は3枚目です。3枚目に飛びまして、融資制度は4つほどありますけれども、農林漁業セーフネット資金ですとか、スーパーLとか、あと農業近代化資金等ありまして、それぞれ窓口や対象者、要件等記載させていただきましたが、とにかくコロナの影響で経営に支障を来しているということがまず真っ先の要件でございます。

それで、支援の内容を見ますと、通常のところプラスアルファで支援策が乗っかりまして、例えば融資限度額の引上げがあったり、融資当初5年間は実質無利子化というような措置があったり、実質無担保・無保証人での融資が受けられるというような特別な支援策が今回のコロナ対策で拡充されてきているということをご理解いただければと思っております。

また1ページに戻っていただきまして、次期作への備えということでまとめさせていただきました。

高収益作物次期作支援交付金というふうなものが、政府のこれは第1次補正で出てきた事業でございます。緊急対策ということで、かなり緩い事業になっております。難しいハードル等あんまりないわけでございますけれども、ただ、生産者、対象となるのは、国が用意するセーフティネットへ加入することが確実な生産者ということで、具体的には農業共済、あるいは収入保険というセーフティネットに確実に加入していただける方が対象になります。

こちら、要件を見ていただくと、コロナの影響で卸売市場での売上げが減少する等の影響を受けた野菜、花卉、果樹等の高収益作物について、次期作に前向きに取り組む生産者を支援というものになっております。

事業要件としては、この2月から4月までの間に市場での売上げが前年同月比2割以上減少、②輸出額が前年同月比1割以上減少などの要件を満たす品目でございます。ただ、5月以降状況が改善して、大分もうかっているというようなことがあれば、それは除外されるような規定も中には盛り込まれております。

(2) 支援内容ですが、次期作における資材や機械の導入等、生産活動に対する直接的な定額支援、10アール当たり5万円とか、輸出等新たな需要確保に向けた新品種・新技術の導入、海外の残留農薬基準への対応等の取組に対する支援、定額支援、10アール当たり2万円掛ける取組数となっております。

こちらも国のホームページに載っております、もう既に第1回公募が発表されております、その後も、第2、第3、第4回と、6月、7月、ま

たそれ以降順次公募があるようでございます。興味のある方は国のホームページをご覧くださいと思います。

それから、最後、一番下のところ、農業保険制度の関係、農業保険の中身は、収入保険制度と農業共済、この2本立てでございますけれども、こちら、やはり新型コロナの影響を受けた場合に、長野県の農業共済組合に申入れをすることによりまして、保険料等の支払い期限が延長されるということでございます。

延長期限については、そこに（１）、（２）に書いてあるとおりでございますので、お目通しをよろしく申し上げます。

2ページに移ります。

その次のページ、税の軽減というふうなものがあります。具体的には、令和3年度、来年課税される固定資産税、都市計画税等の軽減措置というものがあります。

要件等いろいろありますけれども、支援の内容は右側の列にありまして、令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入の、対前年同期比減少率が50%以上減少して場合は全額免除、3割以上5割未満事業収入が減っているという場合は、2分の1軽減というようなことがあるようございます。こちらを押さえていただければと思います。

あと、農業支援のほかに生活支援という観点もあります。農家も一生活者でございますので、生活支援という中で、税の猶予というのがあります。こちら、国税、県税、市税、ほぼ全ての税目にわたりまして、このような措置がなされております。

要件としましては、事業等に係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少しており、一時に納税を行うことが困難であることと等となっております。こちらを押さえていただければと思います。

それから、今、一生懸命支払いに努めています特別定額給付金、1人10万円というふうなものもありますし、これ以外に緊急小口資金というふうなものを社会福祉協議会のほうで扱っておりますので、よろしく申し上げます。

ざっと説明させていただきました。なかなか農業者向け支援策というのは少ないんですが、その中でも活用できそうなものをピックアップしてご紹介いたしました。これからも影響、長期にわたって続く可能性がありますので、またご近所や地区に帰りまして農業者の方につないでいただきたいと思っておりますし、必要な資料があれば、事務局もまた提供することができますので、ご相談いただければと思います。

以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。発言ある委員の皆さんの挙手をお願いいたします。上條委員さん。

上條農業委員

これ、具体的に個別に専門的に対応していただけるような部署ってどこか

にあるんですか。

例えば、2月、3月の売上げ、この後もありますけれども、減少について、判断をしてもらって、どの項目に全部該当するとか、そういうものの判断を個別に相談していただけるっていう場所がありますか。

議 長 板花補佐。

板花局長補佐 こちら、農業振興、農業支援を行っているのは農政課でございますので、一義的には農政課の生産振興ですとか、担い手の関係が窓口になりますので、そちらにご相談いただければ結構ですし、農業委員会の窓口は、農業振興の窓口は私ですので、私に相談していただいて、つなぐこともできますので、よろしく願いいたします。

上條農業委員 ありがとうございます。

ちょっと細かいんですけども、今の1ページ目の次年度への備えというところの支援内容というのがありますよね。ここに次期作という項目と輸出という項目がありますね。これ、ダブルでかかった場合、ダブルで支援があるんですかね。

議 長 補佐、お願いします。

板花局長補佐 こちらは、ちょっとその交付金の交付要綱なり、実施要領なり、ちょっとまだ細かく私も見ていないものですから、何ともお答えできないんですけども、次期作への支援というその関係というようなことで、内容的には別ですけども、両方の場合、ダブルで支援ができるかというようなのは、また個別に、すみませんが、ちょっと今すぐに調べられないので……

上條 委員 調べておいていただければありがたいんですが、両方とも満たしているものですから、お願いいたします。  
以上です。

議 長 ほかにどうですか。ありますか。

[質問、意見なし]

議 長 ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきいただきたいと思います。

次に、報告事項ウ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。

板花補佐、お願いします。

板花局長補佐

それでは、資料20ページと21ページになります。

まず、4月の総会、それ以降の内容でございますが、5月は軒並み様々な行事が中止となったり、書名決議になったりということでございました。中身についてはご覧いただければと思います。

21ページに移りまして、6月の予定でございます。

こちら、東京で行われるような行事は中止となっておりますが、中信地区の常設審議委員会は通常どおり、やっとな開催されるというようなことでございます。

6月22日は、農地転用の現地調査があります。今日お休みですが、橋本委員と波多腰委員担当になりますが、ご確認をいただきまして、都合が悪いようでした、また事務局にご相談いただければと思います。

6月22日は、松本農業開発センターの通常総会ですが、委任状対応としまして、最小限の開催ということで、会員の皆さん、あづみ農協以外の皆さんも会員になっておられますが、出席いただかなくてもいいような方向を考えています。

それから、うちの関係するところですが、6月23日の農業者年金協議会の総代会・講演会ですが、残念ながらコロナの影響で本年度は中止の方向、代わりに書面決議で意思確認を行うという方向でございます。

また、来月の総会、6月の総会は、6月29日ということでございます。当面の予定は以上でございます。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。発言のある委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

以上で報告事項は終了いたしました。

続きまして、その他に入ります。

最初に、松本農業農村支援センターから情報提供をお願いいたします。

本日、小川補佐が欠席でありますので、内容を板花補佐から説明していただきます。

板花局長補佐

こちら、本日机の上にお配りした普及センターと申しますか、今もう名前が変わりまして、松本農業農村支援センターの提供資料ということになります。

1ページから9ページが熱中症予防についてということで、なかなかふだん、農業者の方は農作業でマスクつけてなんていうことはないわけですが、会議ではマスクつけていただきますけれども、熱中症には注意していただきたいということでございます。

10ページから27ページが農作業事故防止ということで、改めて気をつけていただきたいということでございます。4月30日には塩尻市のブドウ畑でSSの下敷きになるというような農作業事故も起こってしまいましたので、改めて注意をしていただきたいという呼びかけでございます。

28ページのところは、この間新聞にも載っておりましたが、県のほうでオンライン方式による就農相談会を始めるという内容でございます。早速明日第1回目がある。それから、第2、第3、第4、第5ということで、それぞれ予定をされているということで、今、コロナの関係でオンライン会議というようなものが注目されておりますが、就農相談会もこんなような流れになってきているということでございます。

あと、最後、29ページは気象状況、それから主要作物の生育状況と続いておりますのでご確認いただければと思います。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、事務局からの連絡事項をお願いいたします。

板花補佐、お願いします。

板花局長補佐

あと、今日資料はないんですが、先日事務局のほうに周知依頼がありまして、関東農政局のほうからなんですが、ぜひ周知してくれということで、これから夏に向けて、関東農政局の職員や、委託した調査員が集落や圃場に入るようでございます。面積調査ということで、必要な統計情報を得るために圃場なり集落に入るということで、ビブスを着用して入るようですけども、決して不審な者じゃないから、そのような調査を予定しているから、事前に話を通しておいてくださいねというようなことで、ご案内がありましたので、おつなぎをさせていただきます。

あと、最後ですが、活動記録簿の提出ということで、農地利用最適化交付金を活用するというところで、支払いは年度末一括ということでございますが、毎月毎月活動状況を事務局のほうにお出しいただきたいというお願いでございます。

もし書類等に、こういう点をもう少し細かく書いてくれとか、ここを直してくれというような部分があれば、うちの高橋主査が一人一人チェックして、赤ペンで、来月はここを直してくれというようなことを一つ一つ点検しておりますので、ぜひ正しい書類ができるようにご協力をお願いします。

あと、農地法関係の申請原本、持ち帰らずに机の上に置いて、そのままお帰りいただきたいと思います。

以上でございます。

議 長

その他、全体を通して委員の皆様から何かありましたら、発言をお願いいたします。

河野委員。



河野農業委員

すみません、ちょっと資料の関係ですが、農用地利用集積計画の関係は、今日、別冊ということで、このように別冊で頂きましたが、よく考えてみると、今まで総会資料の中に閉じられていたものですから、集積計画の関係を遡ってちょっと見るとき、ちょっと不便だなというところがあったんですが、もしできれば農用地利用集積計画、多いときと少ないときとあるかと思いますが、別冊にさせていただいたほうが、後の取扱いがいいかなというふうに感じたので、ちょっと意見として申し上げておきたいと思います。

議 長

板花補佐。

板花局長補佐

こちらにつきましては、今回こういう形のほうが取扱いがいいと、使い勝手がいいというご意見が多いのでございましたら、来月以降、事務局としても前向きに検討して、そういう方向で検討をさせていただこうかなと思いますけれども、もしこの場でまた違う意見がもしあれば別ですけれども、そういう方向で皆さんいいとおっしゃるなら、前向きに検討させていただきます。

議 長

どうですかね。これのほうですっきりしていいというような要望ですが、いいですかね。じゃ、そんなことで、来月からお願いいたします。ほかにどうですかね。  
二村委員。

二村農業委員

今日のこの議題とは全然違うんですけども、実は我が家のリンゴ園は養豚場の近くにありまして、お聞きしたら、家畜保健所の方だと言うんですが、毎回うちのリンゴ園の隣で車に消毒をするんですよ。そこで防護服に着替えて。養豚場に行って、また戻ってくるっていう、そういう感じで、でもコロナのこういう時期なので、県外の方が見えてはいないんですけども、でもいつもこんな状況です。

やはり、信州のリンゴが豚の伝染病消毒と重なる印象は私、よくないなというふうに思って、できれば人目につかない場所でできないかと思います。

大きな道沿いの、いつもでしたら観光バスが山ほど通る、そういうところなんですよね。そこでこんな消毒をしたり、防護服に着替えて、何か立話をしているような光景は、ちょっと無神経だなんて思うんです。

議 長

今、二村さんからそういったお話があったわけでありましたが、どうですかね。畜産をやっている長谷川さん、何かいい提案がありますかね。

長谷川農業委員

別にコロナじゃなくて、豚の伝染病防止のためにやっている。それで、人を介して豚に病気が移らないようにということ。

二村農業委員

それはすごくよく分かるんですよ。

そばには行けないというは分かるんです。それでうちのところに止めて、歩いて行くんですけれども、でも、さっさつというんだったら分かるけど、わりとゆっくりめで、防護服も同じところで大体着替えているんですよ。だから、何かもうちょっと目立たないところっていうか、どこか違うところとかっていうことはできないのかなっていうふうに思うんですよ。

長谷川農業委員 家畜保健所に言えばいいじゃないか。

二村農業委員 家畜保健所のほうに。ああ、そうですか。

河野農業委員 農業委員会からちょっと一言、こういう意見が出たというような話……

議 長 あれしてくれる、川村補佐。

川村局長補佐 直接言っただけのほうが、実際の状況が伝わるもんでいいかと思うんですけれども、もしどうしてもということになれば、家畜保健所のほうと連絡取って、事実確認をすることも可能ですので、また後日改めて、この後でも結構ですので、ご相談させていただければと思います。

議 長 ありがとうございます。  
ほかにどうですかね。何か委員さん、ありますか。

[質問、意見なし]

議 長 ないようです。  
以上で本日の案件全て終了いたしました。  
円滑な議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございます。  
これをもって議長を退任させていただきます。どうもありがとうございました。

15 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長 \_\_\_\_\_

議事録署名人 23番 \_\_\_\_\_

議事録署名人 25番 \_\_\_\_\_